様式４－１

（うるま市提出用）

質問回答書			
件名：うるま市地域包括支援センター運営業務委託			
回答日：令和8年10月30日			
質問事項			
NO	資料名	質問	回答
1	プロポーザル方式実施説明書	（2）書類一覧 2 契約書（案）とは、何を指すでしょうか	「契約書（案）」とは、受託候補者の決定後、契約締結に当たって使用する契約書の案を指します。なお、応募時に提出していただく書類ではありません。 契約内容については、仕様書等に基づき、受託候補者決定後の協議を経て確定することとなります。
2	プロポーザル方式実施説明書	（2）書類一覧 6 評価基準について確認です。評価基準は独自で準備するのでしょうか？または、決められた書式などはあるのでしょうか？	評価基準を応募法人が独自に作成する必要はありません。 評価基準については、市が定めた「うるま市地域包括支援センター運営評価基準表」に基づき一次審査、二次審査を実施しますので、内容をご確認ください。
3	運営業務委託仕様書	介護予防ケアマネジメント作成担当者及び事務員の配置基準に関し、非常勤での配置が可能とされておりますが、勤務時間や週当たりの出勤回数について、何らかの想定や目安があるのでしょうか。 また、特段の定めがない場合には、業務量や担当件数等を踏まえ、必要な業務が適切に実施できるよう受託事業者に	勤務時間や勤務日数について具体的な基準は設けておりませんが、必要な業務が適切かつ円滑に実施できるよう、受託法人において勤務時間や勤務日数を設定していただくことを想定しております。

		おいて設定するという理解で差し支えないか、併せて確認させてください。	
4	仕様書	介護予防ケアマネジメント作成担当者について 現在包括プランナー２人在籍（常勤・非常勤）その非常勤の方を介護予防ケアマネジメント作成担当者にしてもかまわないですか	介護予防ケアマネジメント作成担当者は仕様書に定める資格要件を満たしている方になります。配置に当たっては、仕様書に定める業務内容を適切に実施できる体制を確保してください。
5	仕様書	介護予防推進員について 社会福祉士２人在籍。しかし主任ケアマネ不在です。 社会福祉士の２人のうち１人を介護予防推進員に配置してもかまいませんか？	介護予防推進員の人員要件については、仕様書に定めるとおり三職種と同様としています。ただし、専門三職種の人員を満たしている場合に限り、理学療法士等の資格を有する職員の配置を可能としています。
6	プロポーザル方式実施説明書	法人及び法人住民税（市税及び県税）に滞納がないことを証明する証明書は原本が必要か	法人税の未納がないことを証明する書類については、原本を提出してください。
7	仕様書	次年度から新しく配置となる介護予防推進員は、主にどのような業務を行うことを想定していますか。	閉じこもり等により何らかの支援を必要とする高齢者に対して、その背景や生活状況等のアセスメントを行い、介護予防への動機づけや必要な介護予防活動へのつなぎを行うことを想定しております。 また、地域の高齢者のニーズや課題を踏まえた介護予防教室の企画・開催等を通じて、介護予

			防に関する普及啓発を行うことを想定しております。
8	仕様書	介護予防ケアマネジメント策定担当者は非常勤配置となっているが、常勤配置ではだめなのでしょうか。また担当者が途中で退職した場合、その業務は三職種が持つのでしょうか。	人件費の上限額は仕様書で定めた範囲内となります。 法人による費用の配分・運用が可能であれば常勤配置も可能としています。 途中で退職された場合には、三職種がフォローする形になりますが、早めに配置できるよう法人のバックアップが必要だと考えています。
9	プロポーザル方式実施説明書	2 次審査プレゼンテーションの際に第 10 期介護保険計画の改定を見越した上でプレゼンテーションを行うでしょうか。 また、第 10 期介護保険計画の公表はいつになりますか。	2 次審査プレゼンテーションについては、仕様書の業務内容をどのように効果的に運営・事業展開していくのかを提案してください。 第 10 期介護保険計画の公表日は令和 9 年 3 月下旬頃になる見込みです。